

# 大館市木造住宅耐震診断支援事業

大館市では、地震による木造住宅の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、木造住宅の耐震化に対する支援を行っています。

更なる耐震化の促進を図るため、自己負担1万円で耐震診断をできるように支援し、その結果をお知らせします。

## 支援対象となる住宅

大館市内にある、以下の住宅を対象とします。

- ① 昭和56年5月31日以前に着工した1戸建て住宅または併用住宅（住宅部分の床面積が1/2以上ものもの）、当該住宅で昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに増築をした場合にあっては、その面積が既存部分の1/2以内のもの
- ② 木造在来軸組み工法で建築したもの
- ③ 過去に補助金又は助成金を受けて耐震診断及び耐震改修工事を実施していないもの



©大館市

## 支援対象者

大館市内に住所を有するかたで、次のいずれかのかた。

- ① 自己所有で自ら居住する持ち家住宅の耐震診断を希望するかた
- ② 同居する親又は子が所有し、自ら居住する住宅の耐震診断を希望するかた
- ③ 親又は子が所有し、その親又は子が居住する住宅の耐震診断を希望するかた
- ④ 自己が所有し、親又は子が居住する住宅の耐震診断を希望するかた

※前年度までの市税に滞納がある場合は支援の対象になりません

## 募集戸数

先着5戸

## 費用負担額

1万円をご負担いただきます。

10,000円



©大館市

## 募集期間

令和8年4月9日（木）から

※締め切りは、令和8年12月25日（金）まで

（申込みが多数の場合、年度途中で募集を打ち切ることがあります。）



## 事前相談

住宅の状況によっては、支援事業の対象とならない（建築基準法関係規定に適合していない等）場合があるので、申込みの前に下記の問い合わせ先へ事前相談にお越しく下さい。

事前相談の際は、対象住宅の図面等（建築確認通知書）、全景外観写真をお持ちください。

## 申込み

事前相談後、本事業の対象となると判断された場合は申込書に必要書類を添えて下記の申し込み・問い合わせ先へ提出してください。

## 事業の詳細について

別紙の「大館市木造住宅耐震診断支援事業のフロー」及びホームページをご覧ください。

## 申込み・問い合わせ先

大館市役所 建設部 建築住宅課 営繕係

住所：大館市比内町扇田字新大堤下93-6（比内総合支所1階）

電話：0186-43-7084 FAX：0186-55-1018

## 大館市木造住宅耐震診断支援事業に係るその他の説明について

パンフレット及び支援事業のフローの他、次の事項もご確認ください。

### 申込書の添付書類について

申込書は事前相談の際に建築住宅課営繕係にてお渡しします。申込書に必要事項記入の上、次の書類を添付して建築住宅課営繕係へ申込みをしてください。

- ①対象住宅の平面図（無い場合でも申し込みができます。）
- ② 対象住宅の建築時期、延べ面積及び所有者が確認できる書類  
（検査済証、登記事項証明書、固定資産課税台帳兼名寄帳の写しなどの公的書類）
- ③ 申込者と所有者が異なる場合、関係がわかる戸籍謄本
- ④ 耐震診断実施等に関する協力及び市税納付照会の同意書

### 耐震診断士派遣による現地調査について

大館市が派遣する耐震診断士は、秋田県による「秋田県木造住宅耐震診断技術者登録制度」の登録を受けた建築士です。「登録証」を携帯していますのでご確認ください。

現地調査では耐震診断士が一般診断法\*に基づき診断します。建物の状態は目視で確認しますが、床下や天井裏等も可能な限り調査しますので、調査の実施について、ご理解・ご協力をお願いします。建物を破壊して調査することはありません。

なお、現地調査に伺った際、事前相談での確認事項との相違や、建築基準法関係規定に適合しないなど、対象事業の要件に適合しないと判断された場合は、**実施決定を取り消す**場合もあるので、予めご了承ください。

※一般診断法とは

「木造住宅の診断方法と補強方法（2012年改訂版）」（国土交通省住宅局建築指導課監修一般財団法人日本建築防災協会発行）に掲載されている診断方法です。

大地震により住宅が倒壊する可能性がどの程度かを判断するもので、耐震改修工事の必要性について確認するものです。

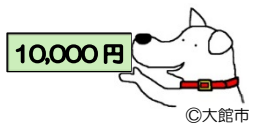
調査方法：設計図書と目視による調査

調査項目：壁の下地と仕上げ、壁の量、壁の配置、床の仕様、接合方法、劣化状況、地盤・基礎の注意事項等

調査時間：標準的な住宅で3時間前後

### ご負担いただく耐震診断費用について

診断費用は1棟あたり13万円ですが、このうち**自己負担額は1万円**です。  
(診断費用13万円のうち、12万円は市が負担します。)



ご自宅に伺った耐震診断士より「振込案内」をお受け取りいただき、指定の期日までに1万円をお振込みください。

注) 診断業務の着手後、途中で自己都合により診断を取りやめた場合は、それまでに生じた費用（最高13万円）をご負担いただく場合がありますので、ご注意ください。

### 診断結果の通知について

耐震診断士が作成した診断結果に基づき、市より診断結果を郵送いたします。一般診断法での評価は下表の4段階に分かれ数値で表されます。

総合評点	判定備考	備考
1.5以上	倒壊しない	◎ 安全ですが点検を行いましょ
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない	○ より安全にするために点検補修しましょ
0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある	△ 補強工事を行い1.0以上にしましょ
0.7未満	倒壊する可能性が高い	× 補強工事を行い1.0以上にしましょ



総合評点 1.0 未満（倒壊する可能性がある）と診断された場合、大館市木造住宅耐震化補助事業により補助を受けて耐震改修工事設計・耐震改修工事ができます。希望するかたはご相談ください。